

定期健康診断における不適切な処理に係る役職員の処分について

過日お知らせしたところですが、当協会が受託・実施した団体の定期健康診断において、担当職員の不適切な処理によって、受診者様をはじめ、関係の団体、行政機関等多くの皆様に多大なご不安とご迷惑をおかけいたしました。

協会として、改めて、再検査と正しい検査結果の報告を行い、医師による健康被害のないことの確認を済ませ、行政機関等にも報告をしたところであります。

今回の事態は、協会の社会的信用を損なうものとして重く受けとめ、業務を執行する役員及び管理監督にある者に対して、その職責に鑑みて、業務執行理事である理事長、専務理事及び常務理事（事務局長）は報酬を減額し、上司である管理監督者は、減給の処分を行いました。

協会は、組織を挙げて、管理執行体制の再構築を進めておりますが、決意を新たにして、万全な業務の執行を期してまいります。

令和元年 6 月 28 日

公益財団法人 神奈川県予防医学協会

代表理事（理事長） 土 屋 尚